

J A F 国内カート競技車両規則

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p style="text-align: center;">第1章～第12章 【略】</p> <p style="text-align: center;">第13章 その他の車両 (リブレ)</p> <p>第49条～第50条 【略】</p> <p>第51条 リブレ車両の使用</p> <p>リブレ車両を使用する競技の場合、格式制限付き以下の競技として行われなければならない。ただし、地方選手権規定第32条に定める、地方選手権として認定した競技車両の場合は除く。その車両については、特別規則書に定めるものとし、なおかつJ A Fの承認を必要とする。</p> <p>1. リブレ車両による競技の開催を申請するクラブ・団体は、リブレ車両規則草案5部とともに下記の事項を記したリブレ車両申請を組織許可申請提出締切日の少なくとも1ヶ月前までにJ A Fへ提出しなければならない。</p> <p>「リブレ車両申請」</p> <p>1) 申請提出日</p> <p>2) ～4) 【略】</p> <p>2. ～3. 【略】</p> <p style="text-align: center;">第14章 本規則の施行</p> <p>第52条 本規則の施行</p> <p>本規則は、<u>2025年4月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">第1章～第12章 【略】</p> <p style="text-align: center;">第13章 その他の車両 (リブレ)</p> <p>第49条～第50条 【略】</p> <p>第51条 リブレ車両の使用</p> <p>リブレ車両を使用する競技の場合、格式制限付き以下の競技として行われなければならない。ただし、地方選手権規定第32条に定める、地方選手権として認定した競技車両の場合は除く。その車両については、特別規則書に定めるものとし、なおかつJ A Fの承認を必要とする。</p> <p>1. リブレ車両による競技の開催を申請するクラブ・団体は、リブレ車両規則草案5部とともに下記の事項を記したリブレ車両申請書を組織許可申請提出締切日の少なくとも1ヶ月前までにJ A Fへ提出しなければならない。</p> <p>「リブレ車両申請書」</p> <p>1) 申請書提出日</p> <p>2) ～4) 【略】</p> <p>2. ～3. 【略】</p> <p style="text-align: center;">第14章 本規則の施行</p> <p>第52条 本規則の施行</p> <p>本規則は、<u>2025年1月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>